

【通所介護 運営規程別紙料金表】2024年6月1日改定

事業所名:新宿在宅サービスセンター 管理者 落合 直人 連絡先 03-5648-8884

<利用料金表>

1. 基本サービス料金 通常規模型 通所介護【東京23区】

1単位あたり地域区分単価【1級地】 **¥10.90**

サービス内容略称	単位			介護保険適用時の自己負担額			備考
	単位	単位数	全額負担金	1割	2割	3割	
要介護1 3時間以上4時間未満	1回につき	370単位	¥4,033	¥404	¥807	¥1,210	※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお、引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに通所介護計画の見直しを行います。
要介護2 3時間以上4時間未満	1回につき	423単位	¥4,610	¥461	¥922	¥1,383	
要介護3 3時間以上4時間未満	1回につき	479単位	¥5,221	¥523	¥1,045	¥1,567	
要介護4 3時間以上4時間未満	1回につき	533単位	¥5,809	¥581	¥1,162	¥1,743	
要介護5 3時間以上4時間未満	1回につき	588単位	¥6,409	¥641	¥1,282	¥1,923	
要介護1 4時間以上5時間未満	1回につき	388単位	¥4,229	¥423	¥846	¥1,269	
要介護2 4時間以上5時間未満	1回につき	444単位	¥4,839	¥484	¥968	¥1,452	
要介護3 4時間以上5時間未満	1回につき	502単位	¥5,471	¥548	¥1,095	¥1,642	
要介護4 4時間以上5時間未満	1回につき	560単位	¥6,104	¥611	¥1,221	¥1,832	
要介護5 4時間以上5時間未満	1回につき	617単位	¥6,725	¥673	¥1,345	¥2,018	
要介護1 5時間以上6時間未満	1回につき	570単位	¥6,213	¥622	¥1,243	¥1,864	
要介護2 5時間以上6時間未満	1回につき	673単位	¥7,335	¥734	¥1,467	¥2,201	
要介護3 5時間以上6時間未満	1回につき	777単位	¥8,469	¥847	¥1,694	¥2,541	
要介護4 5時間以上6時間未満	1回につき	880単位	¥9,592	¥960	¥1,919	¥2,878	
要介護5 5時間以上6時間未満	1回につき	984単位	¥10,725	¥1,073	¥2,145	¥3,218	
要介護1 6時間以上7時間未満	1回につき	584単位	¥6,365	¥637	¥1,273	¥1,910	
要介護2 6時間以上7時間未満	1回につき	689単位	¥7,510	¥751	¥1,502	¥2,253	
要介護3 6時間以上7時間未満	1回につき	796単位	¥8,676	¥868	¥1,736	¥2,603	
要介護4 6時間以上7時間未満	1回につき	901単位	¥9,820	¥982	¥1,964	¥2,946	
要介護5 6時間以上7時間未満	1回につき	1008単位	¥10,987	¥1,099	¥2,198	¥3,297	
要介護1 7時間以上8時間未満	1回につき	658単位	¥7,172	¥718	¥1,435	¥2,152	
要介護2 7時間以上8時間未満	1回につき	777単位	¥8,469	¥847	¥1,694	¥2,541	
要介護3 7時間以上8時間未満	1回につき	900単位	¥9,810	¥981	¥1,962	¥2,943	
要介護4 7時間以上8時間未満	1回につき	1023単位	¥11,150	¥1,115	¥2,230	¥3,345	
要介護5 7時間以上8時間未満	1回につき	1148単位	¥12,513	¥1,252	¥2,503	¥3,754	

2. 各種加算料金

サービス内容略称	単位			介護保険適用時の自己負担額			備考
	単位	単位数	全額負担金	1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算 I (※1)	1回につき	22単位	¥239	¥24	¥48	¥72	
厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して通所介護を行った場合に算定します。							
※介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上							
科学的介護推進体制加算	1月につき	40単位	¥436	¥44	¥88	¥131	
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。							
入浴介助加算 I	1回につき	40単位	¥436	¥44	¥88	¥131	
入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定します。自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合はこれを含むものとします							
介護職員処遇改善加算 I (※1)	1月につき	当 1月につき、算定した単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)の9.2%を加算します					
送迎減算(片道)	片道	-47単位	¥-512	¥-52	¥-103	¥-154	
事業所が送迎を行わない場合算定します							
同一建物減算	1日につき	-94単位	¥-1,024	¥-103	¥-205	¥-308	
事業所と同一建物に居住する者、又は同一建物から利用するものに通所介護を行なう場合算定します							

※1 区分支給限度基準額に含まれない費用、適用されないサービスです

(2) 食事代

1食あたり 650円

(3) 嗜好品費(おやつや飲み物)

1日 50円

(4) その他実費利用料として

*レクリエーション費(個人の希望により使用するレクリエーション必要経費)等

* 個人記録の複写にかかる費用

* その他上記以外の個人のために供する物品

(5) 延長料金(本人もしくは家族の希望で、営業時間を越えた場合)

1時間あたり 500 円

(6) 通所介護サービス利用料については、所得に応じた減免処置制度があります。

* おむつは、ご持参ください。

* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

○サービス提供証明書を後日各区の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

<キャンセル規定>

○利用当日午前8時30分以降のキャンセルは、食事代として600円を頂きます。

<健康上の理由による中止>

①風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります

②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。